

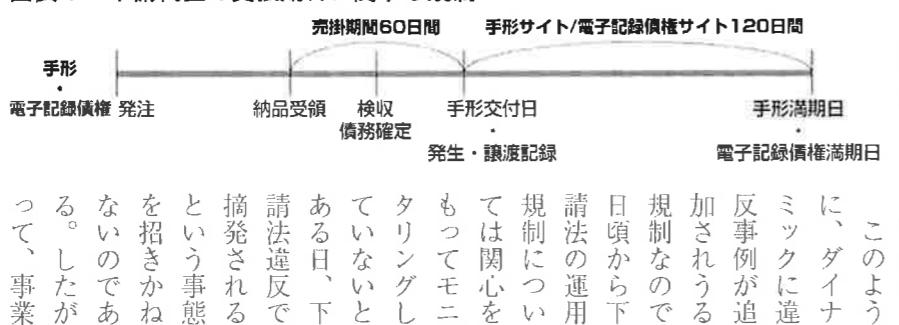
下請取引適正化勧告を受けた 「電子記録債権」の新たな利用提案

中小企業庁長官および公正取引委員会事務総長は、昨年末に下請代金の支払いができる限り現金とし、手形等のサイトを将来的に60日以内にするよう努めることを要請する「下請代金の支払手段について」という通達を発出した。

発注企業には資金調達ニーズ、下請企業側には資金繰り改善アドバイスが頭在化するが、これに電子記録債権の利用が推奨されている。本稿では、新たな利活用の可能性を検証し提案する。

小倉 隆志

図表1 下請代金の支払期日に関する規制



た取引慣行が、合理的な理由がない限り今後は違反となるということである。一部の大手メーカーの購買部門には、シヨツクであろうと思われる。このように、ダイナミックに違反事例が追加されるうる規制なので、日々下請法の運用規制については関心をもつてモニタリングしないといつある日、下請法違反で摘発されるという事態を招きかねないのである。したがって、事業者と下請事業者で十分協

会社の経理、購買部門は注意深く、高い関心を持っている。
【2】通達「下請代金の支払手段について」
さて、中小企業の生産性、収益性向上は政府の重要な政策テーマとなっており、この背景のもと、先ほどの下請法の違反事例の追加が行われた下請法運用基準の改正だけでなく、同時に中小企業振興法の「振興基準」の改正と「下請代金の支払手段について」という通達が発出された。

「下請代金の支払手段について」の内容は以下の通り。
1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協

議して決定すること。
【3】下請代金の支払に係る手続等のサイトについて
120日以内とするることは当然として、段階的に短縮に努力されることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。
【3】支払手段に電子記録債権の利用が推奨される

は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項」で電子記録債権に関する事項が追加された。

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供及び資金決済に至るまでの事務量削減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注、インターネットバンキング、電子記録債権等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。

実は、ここに電子記録債権

が政策に即した新しい姿で登場するのである。「下請代金の支払手段について」と同様に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」が改正されたが、この「振興基準」の中の

期日管理は発注した会社の基準では無く、あくまでも下請事業者の基準となる。したがって、9月30日納品、11月30日支払いとなるので、下請代金が下請事業者の給付を受けたことになり、下請法2条の2第1項違反となる。このように、事業会社の現にとつては非常に重要な法律である。実際、下請法は事業会社が最も違反しやすい法律の一つであると言つていい。例えば、下請事業者に対し、電話で発注して、発注書を交付するのを忘れた場合、下請法3条1項に定める書面の交付義務違反となる。

次の事例も、違反である。下請事業者から9月30日に納品されたものの、担当者が繁忙のため検査完了が翌日の10月1日になってしまい、10月末締めの翌月11月30日に支払いを行った。こうした場合、

が現金による支払日となる。そして、この問題に対し関心が高くなるもう一つの要因として、日々変化していく取引態様に対し、下請法を読ん

だけでは、当事者レベルでは判断がつきにくいケースが多いということである。新しい取引態様に対し、様々な角度から慎重な判断が求められる。そこで、実際の実務の判断局面では公正取引委員会・中小企業庁より出されている「下請取引適正化推進講習会テキスト」などの資料により、適正な下請取引かどうかの判断を行うところとなる。ところで、この判断基準となる違反行為事例であるが、従来は66事例であったが、昨年12月14日に141事例と大幅に追加された。違反事例が追加されたということは、従来行っていた取引も今後、違反となる可能性が出てきたということである。

例えば、今回の追加違反事例では「合理性のない定期的な原価低減要請」が追加された。毎年一定の比率の原価低減を下請事業者に要請していることである。

レーダの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る

費用負担軽減のための援助、

電子記録債権の導入等の協

力を行うものとする。

(太字箇線は筆者による)

下請代金の支払いは原則現

金によることが謳われた「下

請代金の支払手段について」

と同日に発表された「振興基

準」の改正の中で、電子記録債

権の利用が推奨された。これ

はどのような理由であろうか。

もともと、電子記録債権は

親事業者（債務者）、下請事

業者（債権者）相互な

しに発生させることも変更さ

れることもできない。電子記

録債権は期日通りに支払わな

ければならないし、債務者が

一方的に減額することもでき

ない。この電子記録債権の本

來的な性格が下請事業者の保

護につながる。下請代金が電

子記録債権で支払われること

で、下請法第4条に定められ

た「下請代金の支払遅延の禁

止」、「下請代金の減額の禁止」

などが確實に遵守される。

さらに、電子記録債権の新

たな利用方法として、電子記

録債権による発注が考えられ

る。支払手段として、手形の

よう電子記録債権を使うの

ではなく、発注手段として使

うのである。先ほどあげた「振

興基準」の中でも、「受注か

ら給付の提供及び資金決済に

至るまで」の事務の効率化が

求められているが、電子記録

債権を発注時点から使うこと

で、受注から一気通貫で資金

決済まで単一のシステムで業

務遂行可能となる。

4 新たな活用法の提案

現在、Tranzax株式会社が開発しているPurchase Order（購買

発注）を基にした「POファイナンス」（注1）は電子記録債権により発注できる（注2）。

「POファイナンス」は、

発注時点で契約に従つた目的物の引渡し後に支払うという抗弁のある電子記録債権を発する変更記録を行うものである。本スキームは現在、経済産業省の次世代企業間データ連携実証プロジェクトで取り上げられて、実証実験中である。参加金融機関は、三井住友信託銀行、足利銀行、北陸銀行、北洋銀行、西武信用金庫、多摩信用金庫である。

ところでの「POファイナンス」の電子記録債権は発注時から発生させるため、期間が現行規制の120日を上回ることが想定される。本件の期日管理の考え方については、公正取引委員会から、発注から納品までの期間についても下請代金ではないとコメントを得ており、下請法に違反せずに運用可能である。具体的には図表2のとおり。

発注から納品までの期間は下請法の規制期間にカウントされないのである。このため、納品から満期日まで180日間以内であれば、発生から満期まで180日間を超える電

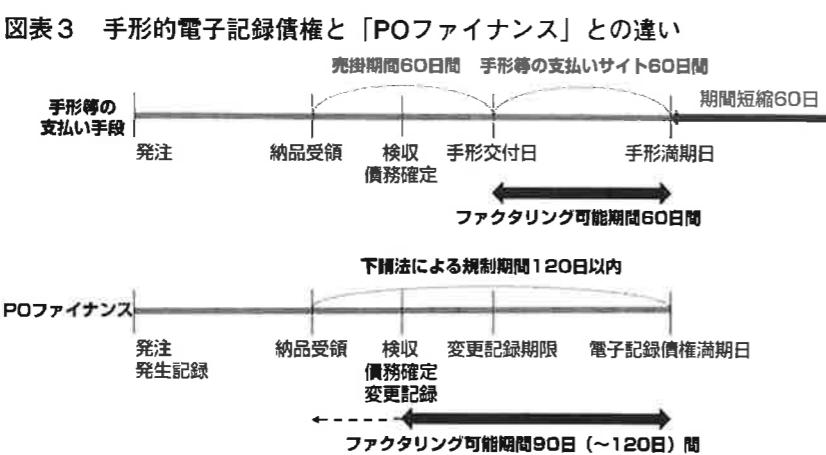
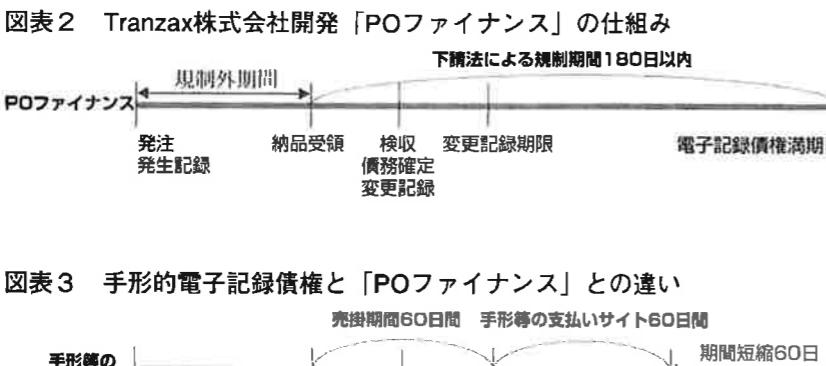
子記録債権でも適法に取り扱い可能となつたのである。

発注書は金融機関の担保にできなかつて、電子記録債権になつてゐるのであれば、発注

時点から譲渡担保とすることが可能である。また「POファイナンス」の抗弁付きの電子記録債権の担保性を高めるため、信用保証協会の流動資

産担保保証制度を利用できるように関係機関と調整中であることを付言する。信用保証協会の保証が利用できれば、

協会の保証が利用できれば、



このスキームでは、下請事業者は受注時点での受注額の半分程度を抗弁付きの電子記録債権を利用して調達できるようになる。また、検収時に残りの金額も全額調達できることが可能となる。

このスキームでは、下請事業者は受注時点での受注額の半

分程度を抗弁付きの電子記録債権を利用して調達できるようなる。また、検収時に残りの金額も全額調達できることが可能となる。

このことは金融機関にとつても有益である。従来は受注見合いで無担保融資が難しく、融資を見送っていたような

ケースでも融資可能となる。